

第116回定例会

下北地域広域行政事務組合議会会議録

令和4年3月24日

下北地域広域行政事務組合議会

下北地域広域行政事務組合議会第116回定例会会議録

議事日程

令和4年3月24日（木曜日）午前10時開会・開議

◎ 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 令和4年度運営方針

第4 議案一括上程、提案理由の説明

第5 議案審議（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 1号 下北地域広域行政事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- (2) 議案第 2号 下北地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例
- (3) 議案第 3号 下北地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第 4号 下北地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第 5号 東通村と下北地域広域行政事務組合との間の消防団事務委託に関する規約
- (6) 議案第 6号 令和3年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算
- (7) 議案第 7号 令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算
- (8) 報告第 1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和3年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算)
- (9) 報告第 2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和3年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20人）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 杉 浦 弘 樹 | 2番 | 富 岡 直 哉 |
| 3番 | 佐 藤 広 政 | 4番 | 山 本 留 義 |
| 5番 | 東 健 而 | 6番 | 野 中 貴 健 |
| 7番 | 佐々木 肇 | 8番 | 鎌 田 ちよ子 |
| 9番 | 白 井 二 郎 | 10番 | 吉 田 安 男 |
| 11番 | 竹 内 勝 雄 | 12番 | 吉 田 光 男 |
| 13番 | 南 川 誠 一 | 15番 | 中 嶋 茂 |
| 16番 | 根 岸 浩 則 | 17番 | 山 口 捷 夫 |
| 18番 | 大 湊 敏 行 | 19番 | 野 坂 浩 二 |
| 20番 | 松 本 光 明 | 21番 | 岡 崎 健 吾 |

欠席議員（1人）

| | |
|-----|---------|
| 14番 | 北 舘 智 明 |
|-----|---------|

説明のため出席した者

| | | | |
|---------------|-------------|-------------|---------|
| 管 理 者 | 宮 下 宗 一 郎 | 代 表 者 | 富 岡 宏 |
| 副 管 理 者 | 野 崎 尚 文 | 副 管 理 者 | 畑 中 稔 朗 |
| 副 管 理 者 | 樋 口 秀 視 雄 | 副 管 理 者 | 野 村 秀 二 |
| 副 管 理 者 | 石 橋 勝 大 | 参 与 | 川 西 伸 史 |
| 代 査 表 員 | 齊 藤 秀 人 | 事 務 局 長 | 杉 山 郷 成 |
| 事 務 局 理 事 | 千 代 谷 賀 士 子 | 消 防 長 | 瀬 川 英 之 |
| 会 計 管 理 者 | 野 藤 賀 範 | 監 査 委 員 長 | 伊 藤 泰 成 |
| 事 務 局 次 長 | 鍋 谷 和 範 | 消 防 本 部 長 | 畑 中 輝 幸 |
| 東 消 防 署 通 長 | 相 内 真 一 | 事 務 局 長 | 加 藤 昭 広 |
| 廃 棄 物 施 設 課 長 | 江 刺 家 格 | 消 防 本 部 課 長 | 葛 西 毅 |
| 事 務 局 課 長 | 佐 藤 大 輔 | 事 務 局 課 長 | |
| 事 務 局 課 長 | | 消 防 本 部 課 長 | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 課 長 | 村 口 一 也 | 事 務 局 課 長 | 横 山 拓 子 |
| 事 務 局 課 長 | | 事 務 局 課 長 | |

廃棄物
施設
総括
主任
査
査
査

瀬川和宏
山道透界

事務局
主任
査

大場達也

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

- 議長（岡崎健吾） ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第116回定例会を開会いたします。
- ただいまの出席議員は19人で定足数に達しております。
- これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- 議長（岡崎健吾） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
- 監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。
- 以上で諸般の報告を終わります。
- 本日の会議は議事日程表により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岡崎健吾） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、2番富岡直哉議員及び11番竹内勝雄議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岡崎健吾） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありません

か。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 令和4年度運営方針

- 議長（岡崎健吾） 次は、日程第3 令和4年度運営方針を行います。
- 管理者から運営方針の説明を求めます。管理者。
- （宮下宗一郎管理者登壇）

- 管理者（宮下宗一郎） おはようございます。下北地域広域行政事務組合議会第116回定例会の開会に当たり、令和4年度の運営方針を申し述べ、議員各位及び圏域住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

新型コロナウイルス感染症により、社会を取り巻く環境は大きく変化し、社会活動や雇用、経済にも大きな影響を及ぼし続けています。

組合を構成する市町村におきましても、少子高齢化や人口減少による税収の減少が続く中、財政調整基金の取崩しや各事業に関わる歳出削減対策を講じながら、国の補正予算を活用した新型コロナウイルス感染症対策や雇用・経済対策に取り組んでおります。

こうした中にあっても、住民一人一人が幸せを実感し、住み慣れた場所で夢を持ち、誇りに満ちた暮らしが送れる地域を目指し、未来へ向けた一歩を踏み出すことが大切であると考えております。

当組合といたしましては、障害児福祉施設及び清掃・し尿処理並びに消防など、構成市町村から付託されている共同処理事務の範囲ではありますが、「安全・安心で、圏域住民が快適に暮らせる圏域づくり」を実現すべく、圏域住民の期待と信頼に応えていくとともに、中長期的な視点に立つ

での行政運営に取り組まなければならないと考えているところでございます。

それでは、令和4年度におきます共同処理事務事業につきまして、その運営の概要を申し上げます。

まず、はまゆり学園についてであります。指定管理期間の第2期目が終了し、令和4年度より第3期目が始まります。

選定された指定管理者はこれまでと同じ事業者となりますことから、引き続き指定管理者と連携し、施設の適正な管理と充実したサービスが提供されるよう民間のノウハウを活用し、下北圏域の障害福祉のさらなる充実を図ってまいります。

次に、アックス・グリーンについてありますが、建設以来19年が経過していることもあり、各所において著しい老朽化が見受けられております。

今後2年間は現施設でのごみ処理となりますことから、計画的に修繕を行い、安定・安全・安心な施設運営を心がけてまいります。

また、新型コロナウイルスへの対策を徹底しながら、圏域住民の皆様の利便性を損なうことのないよう、指導・監督に努めてまいります。

次に、むつ衛生センターについてありますが、10か年の包括的運転管理業務委託契約の5年目となり、例年同様、修繕費の効率的運用等によるコストの抑制に留意するとともに、事故・故障等を起こさぬよう、安定した操業の継続を基本とし、指導・監督に努めてまいります。

次に、新ごみ処理施設整備事業についてありますが、本体工事が本格的に始まり、令和5年度末の竣工に向け、地域住民の協力を得ながら事故等のないよう安全に建設工事を進めるとともに、管理運営事業者の選定にも着手いたします。

最後に、広域消防についてありますが、近年頻発する自然災害をはじめとする各種災害の複雑

多様化、大規模化など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。

時代に即応し、圏域住民の笑顔と未来を守るため、有効かつ合理的な行政運営の下、持続可能な消防体制の構築を進めてまいります。

まず、施設についてありますが、老朽化が進みつつある各消防庁舎の適切な維持管理に努めるとともに、大間消防署新庁舎の建設事業を進めてまいります。

次に、予防体制についてありますが、住宅火災による被害を軽減するため、引き続き住宅用火災警報器の設置、維持管理の重要性を周知するとともに、高齢者等への普及を促進してまいります。

また、未把握防火対象物の調査を計画的に行うほか、重大な消防法令違反の対象物に対しては、積極的な是正指導と併せ、ホームページで公表することにより広く周知を図り、利用者の安全確保に努めてまいります。

続いて、救急体制についてありますが、救急業務の高度化を推進するため、計画的な救急救命士の養成や再教育を強化し、徹底した感染防止対策の下、救急現場の質の向上を図ります。また、増加する救急需要を踏まえ、AEDを用いた救命講習会などを通じ、応急手当の普及啓発を推進し、傷病の重篤化防止に努めてまいります。

さらに、警防体制についてありますが、大規模化、多様化する各種災害に備え、本部、署所間での情報の共有及び消防団との連携も含めた災害対応力、火災防ぎょ力の向上を図ってまいります。

そのほか、通信指令体制についてありますが、緊急通報の多様化、高度情報化に的確に対応するため、高機能消防指令センターの効果的な運用と、災害通信受信時における情報収集力、指令伝達力及び通報者等への口頭指導力の向上を図ってまいります。

以上、令和4年度における当組合の運営方針を述べましたが、今後とも行政区域を越えて連携、協働することで、今まで以上に効率的、効果的な広域体制の充実強化を図ってまいりますので、議員並びに圏域住民の皆様には、重ねてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡崎健吾） これで運営方針の説明を終わります。

◎日程第4 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（岡崎健吾） 次は、日程第4 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第1号 下北地域広域行政事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例から報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの9件を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） ただいま上程されました7議案2報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

初めに、議案第1号 下北地域広域行政事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてですが、本案は地方自治法の一部改正に伴い、管理者等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるためのものであります。

次に、議案第2号 下北地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例についてですが、本案は個別の条例に基づき設置しております下北地域広域行政事務組合情報公開審査会

及び下北地域広域行政事務組合個人情報保護審査会を統合し、密接な関連を有する両審査会の審査内容について、総合的な知見から判断するとともに、審査会の効率的な運営を図るためのものであります。

次に、議案第3号 下北地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例についてですが、本案は前議案で提案しております審査会の設置に伴い、下北地域広域行政事務組合情報公開審査会に係る規定を整備するとともに、情報公開制度を充実させるための条文整備をするものであります。

次に、議案第4号 下北地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてですが、本案は前議案と同様に下北地域広域行政事務組合個人情報保護審査会に係る規定を整備するとともに、個人情報保護制度の円滑な運用を図るための条文整備をするほか、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴い、独立行政法人等の定義を改めるためのものであります。

次に、議案第5号 東通村と下北地域広域行政事務組合との間の消防団事務委託に関する規約についてですが、本案は東通村から消防団事務を受託するためのものであります。

次に、議案第6号 令和3年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてですが、本案は2,226万5,000円の減額補正でありまして、これにより歳入歳出予算総額は57億7,525万7,000円となります。

まず、歳出についてですが、消防費では新型コロナウイルス感染症の影響により各種研修会及び訓練等が中止になったことに伴う旅費のほか、決算見込み等により所要の減額調整をしております。

続きまして、歳入の主なものについてでありま

すが、歳出との関連において分担金及び負担金を減額しておりますほか、新ごみ処理施設整備事業に伴い、国庫支出金では循環型社会形成推進交付金を、組合債では衛生債を増額しております。

また、下北地域新ごみ処理施設整備事業について、年度内に一部工事の完了が見込めないことから繰越明許費を設定しておりますほか、地方債を変更しております。

次に、議案第7号 令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算についてであります。予算総額は歳入歳出とも96億597万5,000円の予算規模となり、これを令和3年度当初予算と比較しますと、金額では38億2,244万円、率では66.1%の増となっております。

まず、歳出の増減の主なものについてであります。令和4年度より本体工事に着手する下北地域新ごみ処理施設整備事業等により衛生費が35億6,625万5,000円の増となったほか、大間消防署庁舎建設事業及び消防車両整備事業により消防費が2億6,302万2,000円の増となっております。また、2事業の地方債償還終了等により公債費が5,639万6,000円の減となっております。

次に、歳入の主なものについてであります。歳出との関連により分担金及び負担金が9億7,866万8,000円の増となったほか、下北地域新ごみ処理施設整備事業に係る循環型社会形成推進交付金の増額で国庫支出金が10億671万5,000円の増、下北地域新ごみ処理施設整備事業及び消防車両整備事業に伴い、組合債が17億8,170万円の増となっております。

次に、報告第1号についてであります。これは令和3年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算でありまして、昨年8月のむつ市・風間浦村豪雨災害による風間浦消防分署の職員手当及び風間浦村消防団の費用弁償に係る経費について予算措置に急を要したため、関係予算を専決処分

したものであります。

次に、報告第2号についてであります。これは令和3年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算でありまして、大間消防署庁舎建設事業に係る実施設計業務委託経費を減額したほか、年度内の完了が困難となったことから、繰越明許費を追加するため、専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました7議案2報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡崎健吾） これで提案理由の説明を終わります。

議員の皆様には事前に議案をお配りしておりますが、議案第7号 令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算を除く6議案2報告につきましては議案熟考の時間は設けませんので、ご了承願います。

◎日程第5 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（岡崎健吾） 次は、日程第5 議案審議を行います。

◇議案第1号

○議長（岡崎健吾） まず、議案第1号 下北地域広域行政事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を議題といたします。

質疑に入る前に、本議案の審議に当たりましては地方自治法第292条において準用する同法第243条の2第2項の規定に基づき、条例の制定等に関する議決をするときは、あらかじめ監査委員

の意見を聞かなければならないこととなっております。

去る3月14日に監査委員に意見を求めたところ、3月22日付で当該条例に対し、お手元にお配りしておりますとおり、異議のない旨の回答をいただいておりますので、ご報告いたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で議案第1号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇議案第2号

○議長(岡崎健吾) 次に、議案第2号 下北地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で議案第2号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長(岡崎健吾) 次に、議案第3号 下北地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で議案第3号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長(岡崎健吾) 次に、議案第4号 下北地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で議案第4号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長(岡崎健吾) 次に、議案第5号 東通村と下北地域広域行政事務組合との間の消防団事務委託に関する規約を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で議案第5号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇議案第6号

○議長(岡崎健吾) 次に、議案第6号 令和3年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。以上で議案第6号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇議案第7号

○議長(岡崎健吾) 次に、議案第7号 令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

質疑に入る前に、事務局から令和4年度予算の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(杉山郷史) それでは、議案第7号 令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算についてご説明いたします。

予算書の8ページをお開き願います。総括表に明示してありますように、令和4年度の予算総額は歳入歳出ともに96億597万5,000円となっております。前年度と比較して38億2,243万9,000円の増となっております。

次に、9ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款分担金及び負担金についてであります。これは費目ごとの構成市町村の負担金でありまして、主なものといたしましては衛生費負担金、消防費負担金などとなっております。

次に、10ページに移りまして、第2款使用料及び手数料についてであります。これはごみ処理手数料等の衛生手数料と危険物審査等の消防手数料となっております。

次に、第3款国庫支出金についてであります。これは新ごみ処理施設整備事業に係る補助金となっております。

次に、第4款財産収入についてであります、これは財政調整基金の利子収入及び土地や建物の貸付料となっております。

次に、11ページに移りまして、第5款繰入金についてであります、これは各費目に財政調整基金から繰入れするものであります。

次に、第6款繰越金についてであります、これは決算において発生した非常備消防費の余剰金を繰り越すためのものであります。

次に、12ページに移りまして、第7款諸収入についてであります、これは預金利子、非常備消防費、受託事業収入及び自動販売機電気料などの雑入となっております。

次に、13ページに移りまして、第8款組合債についてであります、これは新ごみ処理施設建設事業及び消防自動車2台の車両整備事業によるものであります。

以上が歳入についての説明でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。14ページをお開き願います。まず、第1款第1項第1目議会費についてであります、これは下北地域広域行政事務組合議会の運営及び各種行事に出席するための経費などとなっております。

次に、15ページに移りまして、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費についてであります、これは事務局職員8人分、会計年度任用職員2人分の給与及び一般事務経費などとなっております。

次に、第2目財政費についてであります、これは財政収入に要する経費でありまして、主なものといたしましては財務会計システム使用料などとなっております。

次に、16ページに移りまして、第3目会計管理費についてであります、これは出納事務に要する経費でありまして、決算書の印刷製本費などとなっております。

次に、第4目財政調整基金費についてであります、これは財政調整基金の利子積立金となっております。

次に、第2款総務費、第2項監査委員費、第1目監査委員費についてであります、これは監査委員2名の報酬などとなっております。

次に、17ページに移りまして、第3款民生費、第1項児童福祉費、第1目はまゆり学園管理費についてであります、これははまゆり学園管理運営に係る経費などとなっております。

次に、18ページに移りまして、第4款衛生費、第1項清掃費、第1目塵芥処理費についてであります、これは一般廃棄物等処理施設の管理運営に関する経費でありまして、主なものといたしましては職員3人分の給与、事務経費及びアックス・グリーンの運営に係るごみ処理委託料などあります。

次に、第2目容器包装リサイクル費についてであります、これはアックス・グリーンに持ち込まれる瓶類、ペットボトル及び白色トレイ等の処理に要する経費でありまして、ペットボトル圧縮梱包機点検委託料などとなっております。

次に、第3目廃乾電池等処理費についてであります、これは乾電池や蛍光灯の処理に要する費用でありまして、廃乾電池の運搬及び処分委託料などとなっております。

次に、第4目処理困難物等処理費についてであります、これはマットレスやタイヤ、バッテリーなどの処理に要する経費でありまして、処理困難物等処理委託料となっております。

次に、第5目し尿処理費についてであります、これは汚泥再生処理施設の管理運営に係る経費でありまして、主なものといたしましては職員2名分、会計年度任用職員1人分の給与、事務経費及びむつ衛生センターの運営に係る包括的運転管理業務委託料などとなっております。

次に、19ページに移りまして、第6目中継槽処理費についてであります。これは中継槽を維持管理するための経費でありまして、し尿等運搬業務委託料などとなっております。

次に、第7目ごみ処理施設整備事業費についてであります。これは新ごみ処理施設整備事業に係る工事監理業務委託料及び工事請負費などとなっております。なお、本事業で増額分の92%を占めております。

次に、飛びまして33ページをお開き願います。第6款公債費、第1項公債費、第1目元金についてであります。これは長期債に係る元金となっております。

次に、第2目利子についてであります。これは元金に係る長期債利子となっております。

次に、第7款第1項第1目予備費についてであります。これは予算不足に充てるための経費となっております。

以上が事務局総務課及び廃棄物施設課が所管しております費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎健吾） 消防長。

○消防長（瀬川英之） それでは、第5款消防費についてご説明申し上げます。

予算書の20ページをお開き願います。まず、第1項消防本部費、第1日本部費についてであります。これは本部職員28名と会計年度任用職員1名の人件費のほか、庁舎維持管理に係る本部負担金、管内消防職員の訓練、研修に係る経費、高機能消防指令センターの維持管理に要する経費などとなっております。

次に、第2目消防援助活動費についてであります。これは国からの要請等に基づく緊急消防援助隊の派遣に要する経費となっております。

次に、21ページに移りまして、第2項消防署費についてであります。これは管内5か所の消防

署の消防活動に要する経費でありまして、第1目むつ署費から23ページの第5目東署費までの主なものといたしましては、消防職員の人件費及び庁舎維持管理に係る経費のほか、消防資機材等の備品購入費などとなっております。

次に、24ページに移りまして、第6目大間署庁舎建設事業費についてであります。これは大間消防署庁舎建設に係る工事施工監理委託料及び建設工事費などとなっております。

次に、第3項消防分署費についてであります。これは管内4か所の消防分署の消防活動に要する経費でありまして、第1目川内分署費から26ページの第4目佐井分署費までで、主なものといたしましては消防職員の人件費及び庁舎維持管理に係る経費のほか、消防資機材等の備品購入費などとなっております。

次に、27ページに移りまして、第4項非常備消防費についてであります。これは管内構成市町村から受託しております消防団事務に要する経費でありまして、第1目むつ非常備消防費から31ページの第8目佐井村非常備消防費までで、主なものといたしましては各消防団の団員に係る報酬、費用弁償などとなっております。

次に、32ページに移りまして、第5項消防施設整備費、第1目むつ署所施設整備費であります。これはむつ市内署所の消防施設等の整備に要する経費でありまして、主なものといたしましては大畑消防署に配備する高規格救急自動車及び川内消防分署に配備する水槽付ポンプ自動車の購入に係る経費などとなっております。

以上が第5款消防費の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎健吾） これで令和4年度予算の説明を終わります。

ここで議案熟考のため、午前10時50分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（岡崎健吾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第7号の質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で議案第7号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇報告第1号

○議長（岡崎健吾） 次に、報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和3年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で報告第1号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

◇報告第2号

○議長（岡崎健吾） 次に、報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和3年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で報告第2号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議長（岡崎健吾） これで本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

以上で下北地域広域行政事務組合議会第116回定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時53分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 岡 崎 健 吾

下北地域広域行政事務組合議会議員 富 岡 直 哉

下北地域広域行政事務組合議会議員 竹 内 勝 雄

参 考 资 料

下北地域広域行政事務組合議会第116回定例会会期日程表

| 日 程 | 月 日 | 曜日 | 会 議 区 分 | 会 議 内 容 |
|-------|-------|----|---------|--|
| 第 1 日 | 3月24日 | 木 | 本 会 議 | 開 会 ◎ 諸般の報告 第1 会議録署名議員の指名 第2 会期の決定 第3 令和4年度運営方針 第4 議案一括上程、提案理由の説明 第5 議案審議（質疑、討論、採決） 閉 会 |

議 案 等 一 覧 表

(管理者提出議案)

| 議案番号等 | 件 名 | 議決月日 | 審議結果 |
|-------|--|-------|------|
| 1 | 下北地域広域行政事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 | 3月24日 | 原案可決 |
| 2 | 下北地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例 | 3月24日 | 原案可決 |
| 3 | 下北地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例 | 3月24日 | 原案可決 |
| 4 | 下北地域広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例 | 3月24日 | 原案可決 |
| 5 | 東通村と下北地域広域行政事務組合との間の消防団事務委託に関する規約 | 3月24日 | 原案可決 |
| 6 | 令和3年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算 | 3月24日 | 原案可決 |
| 7 | 令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算 | 3月24日 | 原案可決 |
| 報告1 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和3年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算) | 3月24日 | 承認 |
| 報告2 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和3年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算) | 3月24日 | 承認 |

